

令和4年7月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和4年7月26日(火)午後3時30分	
会議場所	阿見町立中央公民館 集会室	
出席委員	出席者 教育長 立原秀一 委員 中島雅己 委員 岡田治美 委員 湯原敦子	欠席者 委員 小林和裕
委員以外 の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長 図書館長、給食センター所長、予科練平和記念館長、学校教育課主任	
議 題	<p>議案第33号 令和5年度使用教科用図書の採択について</p> <p>議案第34号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>議案第35号 阿見町就学援助規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第36号 阿見町特別支援教育就学奨励費交付規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第37号 阿見町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について</p> <p>議案第38号 阿見町人材育成海外留学奨学補助金交付規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第39号 阿見町奨学金返還支援補助金交付規則の一部を改正する規則について</p> <p>報告第12号 阿見町教育振興基本計画策定委員会委員の解任の専決について</p> <p>議案第40号 阿見町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について</p> <p>令和4年7月教育業務報告及び8月教育業務予定</p>	
傍聴者	0名	
議 事 概 要		
教育長	<p>阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和4年7月教育委員会定例会を開会します。</p> <p>まず、会議録の確認ですが、7月教育委員会臨時会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。</p>	
委員	異議なし。	
教育長	<p>次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、中島委員を指名します。よろしくお願いたします。</p>	

事務局	<p>それでは審議事項に入ります。はじめに議案第33号について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>○議案第33号 令和5年度使用教科用図書の採択について 資料1 ページ及び別紙をご覧ください。今月15日に茨城県第8採択地区教科用図書選定協議会が行われました。この協議会は令和5年度に採択地区内の市町村立小中学校で使用する教科書について、関係教育委員会が相互に協議して種目ごとに教科書を選定するものです。</p> <p>第8採択地区は龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町の6市町村で構成しており、文科省の検定を通過したものを教育長及び職務代理人並びに採択地区の保護者代表をもって構成する会議で決定します。採択されたものは別紙のとおりです。</p> <p>今年度は小中学校については継続採択となっており、小学校は令和元年度、中学校は令和2年度に採択されたものになります。特別支援については今年度採択されたものとなります。</p> <p>教科用図書は4年に一度の採択で、令和5年度には小学校が、令和6年度には中学校が採択となります。なお、令和5年度、6年度は阿見町が事務局となりますので、阿見町が中心となって第8採択地区の教科用図書選定を進めて行くこととなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第33号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>補足ということではありませんが、実際に選定されたものを確認させていただきました。特別支援学級の教科用図書は非常に分かりやすく、良いものを選べたと思っています。</p>
委員	<p>第8採択地区は6市町村で構成とありましたが、そこに入っていない市町村、違う採択地区では違う教科用図書を選んでいる可能性があるということでしょうか。そこに連携のようなものはあるのですか。</p>
事務局	<p>それぞれの採択地区同士で協議はいたしません。別の教科書になる可能性もあります。ただ、文科省の検定を通過しているものですので、それほど種類があるわけではありません。県内では概ね数種類に絞られている状況です。</p>
教育長	<p>転入者には教科書給与証明書を持参していただいて、違う教科書を採択していれば阿見町で採択しているものを無償で配本します。そのため転入児童生徒は2種類の教科書を持つということもあり得ます。</p>

委員	前の地域と同じものを使っている可能性もあるということですね。
教育長	他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第33号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第33号については承認されました。 次に議案第34号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第34号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 資料2ページ及び別紙資料をご覧ください。個人情報となりますので、終了後に回収させていただきます。 要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。 7月臨時教育委員会で一度認定をいただきましたが、今回は追加分となります。書類不備で不認定となった者のうち4名について、書類が整ったことから認定を行い、他3名については新たに申請を受理したため認定を行います。 説明は以上です。承認をよろしくお願いします。
教育長	ただいま事務局より、議案第34号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第34号について承認することに異議はありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第34号については承認されました。 次に議案第35号ですが、議案第36号及び議案第37号と関連性がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。
事務局	○議案第35号 阿見町就学援助規則の一部を改正する規則について ○議案第36号 阿見町特別支援教育就学奨励費交付規則の一部を改正する規則について ○議案第37号 阿見町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について

	<p>て</p> <p>資料3 ページ以降をご覧ください。要旨としては、新型コロナウイルス感染症によりオンライン授業が広まったことから、就学援助費にその通信費を加えるものとなります。</p> <p>議案第35号については、就学援助規則の一部を改正し、就学援助費の種類にオンライン学習通信費を加えるものです。</p> <p>議案第36号については、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に交付する就学奨励費を定めた規則の一部を改正し、オンライン学習通信費を加えるものです。</p> <p>議案第37号については、就学援助費の金額を定めた要綱の一部を改正するものです。オンライン学習通信費を加えるとともに、国の基準額が変更になった項目についても、金額を修正します。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第35号から議案第37号までの説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>オンライン通信費について、休校時の双方向型オンライン授業を想定しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。休校時のオンライン授業を行う際、就学援助世帯によっては通信費が生活の妨げになることがあります。国では昨年度からオンライン通信費を加えており、町規則では加えていなかったことから、今回追加します。</p> <p>双方向型授業への補助ということで、Wi-Fi環境の整っていない家庭にモバイルルーターを教育委員会から貸し出して、通信契約は自己負担をしていただき、その通信費を上限の範囲で交付するという方法を検討しています。</p>
委員	<p>要保護や準要保護家庭は休校期間でも学校に来て、学校でオンライン授業を受けている場合が多いです。そういう家庭ばかりではありませんが、一律補助となるのでしょうか。</p>
事務局	<p>いいえ。実費負担したことが分かる領収書を添付していただき、上限の範囲で交付することになります。</p>
委員	<p>金額は月当たりですか。</p>
事務局	<p>年額です。</p>
委員	<p>おおよそ通信費はどのくらいかかるのでしょうか。</p>

事務局	<p>阿見町の話ではありませんが、モバイルルーターでオンライン授業を行うと、昨年度では60ギガバイト程の通信量が必要になるようでした。1時間通信するのに1ギガバイト、1日6時間の通信を2週間行くと60ギガバイトになります。契約するキャリアにもよりますが、実費負担は出ると思います。</p> <p>ただ、昨年もそれほど長い期間はオンライン授業を行っていませんでしたので、一部になると思います。</p>
委員	<p>モバイルルーターの通信契約は個人ですのですね。月額いくらというのはまちまちだと思いますが。</p>
事務局	<p>はい。契約はそれぞれになると思います。</p>
委員	<p>オンライン学習ということですが、ウェブ上にある学習ソフトを使用することは想定していないのでしょうか。学習ソフトを使うとかなり変わってくると思いますが、オンライン通信費はそういった学習を含めたものなののでしょうか。</p> <p>色々と読み取れてしまうように思えます。想定していないのであればオンライン授業というような名称の方が区別できると思いますが。</p>
事務局	<p>今、学校では夏休みにタブレットを持ち帰らせています。AIドリルといったタブレットで学習を進められるソフトはオフラインでも、ネット環境がなくても事前にダウンロードして使えるようになっています。</p> <p>もちろんネットに繋いでも使えますが、Wi-Fiがない家庭にはオフライン版をインストールしてお渡しできます。</p>
委員	<p>学校で予めインストールしてあげられるわけですね。そういったものも含めて、オンライン学習全てを加えるとこれだけの通信費では足りないとになりそうですので、区分が明確になるような名称の方が良いのかなとは思いますが。</p>
事務局	<p>実は町の要綱の上位に国の要綱があり、国がこのような書き方となっています。金額についても国と同じで、実費分の考え方はまちまちですが、阿見町としては上限を設けています。</p>
委員	<p>オンライン学習という意味で通信している間ではなく、ダウンロードしたものに対する通信費であればまかなえると思いますので、説明の工夫も必要かなと思います。</p>
教育長	<p>Wi-Fi環境がない家庭は実態として何%くらいでしょうか。</p>

事務局	<p>全体の3%くらいと聞いています。オンライン授業が普及したことで、契約してくださった保護者の人数もアンケートをとる度に増えています。人数的にはかなり少なくなってきました。</p>
教育長	<p>他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第35号から議案第37号までについて承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第35号から議案第37号までは承認されました。 次に議案第38号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第38号 阿見町人材育成海外留学奨学補助金交付規則の一部を改正する規則について 資料15ページをご覧ください。この規則は、海外留学者の留学費用の一部を補助し、人材育成を図ることを目的とする補助金について定めています。 規則記載の補助対象者については、町税滞納がある者は承認されないことになっています。現行では世帯主が単身赴任等で町外に転出している場合、他市町村に照会して、滞納がないかの審査を必要とします。そこまでする必要はないだろうという考えから、同じ世帯の者で審査することが適切と考えます。実際に他の補助金ではそういった扱いをしており、阿見町に住所がある世帯の中での滞納の有無という形に改めます。 また、規則内で高等学校、大学、高等専門学校を略した「学校」という標記を「大学等」に改めます。他にも「校長」を「大学等の長」にするといった、細かな文言の修正を行います。 説明は以上です。承認をよろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第38号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>この補助金は希望者に10万円を限度として補助金を交付するものですね。どのくらい申請者はいるのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和3年度実績は2件20万円でした。令和4年度は現時点で1件です。対象は高校生や大学生です。</p>
委員	<p>どこかで告知しているのですか。</p>

事務局	<p>制度の周知については町ホームページや広報、チラシの配付等を行っています。</p>
委員	<p>「申請者及びその者が属する世帯の者」という書きぶりですが、もう少し分かりやすい言葉にした方がよいのではないかと思います。改正案では未だに分からないように思えます。例えば、「阿見町に住所がある者」というようにした方が分かりやすく感じますが。</p>
事務局	<p>こういった規則での表現ではこういう言い方をしています。「生計を一」というのは同じ暮らしをしている者ということで、同じ住所であっても生計が別の方もいるかもしれません。</p> <p>改正案では住民登録上、同じ住所の者を「世帯」と呼んでいます。「生計を一」とすると、町外に住んでいても仕送りをしていけば同じ生計となり、その者の滞納照会が必要なのかという話になってしまいます。</p>
委員	<p>意味合いは分かるのですが、改正前も後も、私には分かりにくく感じてしまったので、今説明して下さったように阿見町に住所があるという書きぶりの方が分かりやすいと思いました。</p> <p>この制度を使う方はそれほど多くはないと思います。じっくりと規則を読み込む方も少ないと思いますが、もし読んだときにこの書き方だと意味合いに疑問を持つ方が出るとは思いませんかと気がかかりました。</p>
委員	<p>「属する世帯の者」では「生計を一にする者」も含まれてしまうように読めるのではないのでしょうか。単身赴任の家族は別世帯の方だと理解されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>住所が違う者を同一世帯とは思わないかと思います。</p>
委員	<p>二世帯住宅もありますし、分かりにくいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>たしかに同じ住所で世帯主が別というのはあると思います。</p>
委員	<p>そもそも「生計を一にする者において町税を滞納していない者」ということですから、阿見町に住んでいなければ町税滞納ということも引つかからないのではないですか。町税ということは阿見町に住民票があるということですから、他市町村で滞納しているか調べなくても、阿見町への納税義務がない方は関係ないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>完全に町外に転出した方は、阿見町に納める税金が無くなっている可能性もあります。ただ、滞納があるかどうかは転出先まで追いかけない</p>

	と分からないのです。
委員	過去の分まで遡るということですか。
事務局	阿見町に居住していた分は阿見町で把握できます。転出した後の滞納については転出先に照会しないと分かりません。
委員	そこまで調べなければならぬという意味合いだったのでしょうか。
事務局	その必要がありませんでしたので今回外しました。転出者を調べるというのは、そもそも滞納があると見込んで追跡調査を行います。申請者の多くは滞納はないと見込んでいます。そういった方々に滞納があるのではと見込んで追いかける必要はないと判断しました。 町税滞納がある方は追跡調査をして納税のお願いをしますが、そこまでやる必要はないと考えています。
委員	「生計を一にする者」というのが、他市町村に住民票があってその市町村で納税しているかどうかは追う必要はないのですよね。そもそも書く必要がない、関係がないのではないのでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりなのですが、「生計を一にする」という定義ではそもそも関係のない者まで含まれてしまいます。滞納の有無を確認する必要がある、というのが現行の書きぶりで、やる必要がないことが入ってしまっていますので、その整理をしたのが改正後になります。 税金にも色々な種類があり、例えば固定資産税などは転出しても納税義務があります。そういったものが入ってきて、町外転出者まで調べなければなりません。 実際は滞納の有無は収納課に照会しますが、そこまでしなくてもということです。
委員	もう一つよろしいですか。「学校」を「大学等」に変えています、高等学校も大学等に含んだのでしょうか。
事務局	はい。「等」の中に含めるような整理をしました。
委員	「大学等」というのは高等専門学校にかかっているのではないのでしょうか。高等学校を大学に含めるのは正しいのでしょうか。
事務局	事務局の解釈では含める考えでした。
委員	改正前の「学校等」の方が分かりやすいと思いますが。

事務局	例規審査にかけて回答を得たものですので、法令上はこのように解釈しています。
委員	解釈が色々あるのは混乱を招くと思われませんが。
委員	学校教育法では高校と大学は分かれています、高等専門学校については大学と同じものと扱っていて「大学等」という標記なのではないでしょうか。高校を大学等と言うのは違和感がありますが。
教育長	それでは、委員からいくつかご指摘を受けていますので、改正部分について事務局でもう一度文書法制にも確認して、次回以降に改めてお諮りしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
教育長	それでは議案第38号については不承認といたします。事務局はもう一度精査をお願いします。 次に議案第39号について、事務局より説明をお願いします
事務局	○議案第39号 阿見町奨学金返還支援補助金交付規則の一部を改正する規則について 資料21ページをご覧ください。この制度は、大学等の奨学金の返還をしていて阿見町に定住している者について、年間5万円を上限に10年間の補助を行うものです。今回の改正は、現行で個別の税金が記載されていたものを阿見町税条例に規定する町税という記載に改めます。 実際は条例に規定するものと変わりませんが、他の補助金規則と表現を合わせました。もう一か所は誤記がありましたので修正をします。 説明は以上です。承認をよろしくお願いします。
教育長	ただいま事務局より、議案第39号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第39号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第39号については承認されました。 次に報告第12号ですが、議案第40号と関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。

事務局	<p>○報告第12号 阿見町教育振興基本計画策定委員会委員の解任の専決について</p> <p>○議案第40号 阿見町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について</p> <p>別紙資料をご覧ください。阿見町教育振興基本計画策定委員会委員について、本年4月に変更がありました。速やかな報告が必要でしたが、遅くなり申し訳ございませんでした。今後、後任者の委嘱も行います。説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>町議会民生教育常任委員会代表に変更があったということですね。</p> <p>ご質問がないようでしたら、報告第12号及び議案第40号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第12号及び議案第40号については承認されました。</p> <p>次に、令和4年7月教育業務報告及び8月教育業務予定を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>○令和4年7月教育業務報告</p> <p>1日管理訪問（本郷小・舟島小）、学校運営協議会、2日文化協会舞踊発表会、4日阿見アスリートクラブ表敬訪問、5日政策調整会議、6日定例管理職会、7日予科練歴史調査委員報告会、いきいき学校保健委員会、11日第7次総合計画策定協議会、12日計画訪問（第一小）、第1回学校再編検討委員会、13日学校事務共同実施協議会、14日第1回図書館協議会、教育委員会臨時会、15日教科用図書選定協議会、16日町PTA連絡協議会研修会、予科練講演会、キャンドルナイト、19日教育振興基本計画・生涯学習推進計画合同本部会、県南教育事務所訪問、20日小中学校花壇審査、21日町議会全員協議会、25日MIM研修会、26日教育委員会定例会、27日いきいき学びの町AMI推進会議、町校長会、県市町村教育長協議会研修会（オンライン）、教育振興基本計画策定委員会、28日市町村教育長研究協議会（オンライン）、第2回学校再編検討委員会、30日「祈り」上映会</p> <p>○令和4年8月教育業務予定</p> <p>1日町教頭会、町教務主任会、2日町外国語教育担当者研修会、3日定例管理職会、文化芸術振興審議会、4日町特別支援教育担当者研修会、5日町教育研究会、9日町三者研修会発表会、23日通学路交通安全対策推進会議、24日教員評価面談、25日教員評価面談、教育委員会定例会、29日教員評価面談、予科練運営協議会、30日部課長会議、町</p>

	議会全員協議会、31日定例管理職会
教育長	ただいま事務局より、令和4年7月教育業務報告及び8月教育業務予定の説明がありました。ご質問等ございましたらお願いします。 (その他協議事項、連絡事項については下記記載のとおり)
委員	○学校再編検討委員会について 第1回学校再編検討委員会はどのような状況でしたか。
事務局	第1回は諮問をさせていただき、その内容についての質疑が行われました。趣旨については概ねご理解をいただけたかと思えます。内容については一度地区や育成会に持ち帰りたいという意見がありましたので、第2回でその結果を報告していただく予定です。
委員	どちらかという本筋に戻すための検討かと思えます。持ち帰りというのは、仕組みを変えることの検討での持ち帰りなのではないでしょうか。
事務局	地区によって色々な受け止め方がありましたが、自分だけで判断するという意味で持ち帰るというものでした。
事務局	○給食アンケートの結果について 今年4月に給食センターの設備故障がありました。現在は修理も完了していますが、町議会の試食でご飯の味についてご指摘を受けたため、児童生徒と教職員を対象にアンケートを実施しました。 全体としては「おいしい」「とてもおいしい」と答えた方が99%、米飯の味も「おいしい」「とてもおいしい」が96%と、概ね好評な状況でした。塩味の濃さは86%が「ちょうどよい」、量については66%が「ちょうどよい」、内容については「よい」「とてもよい」が96%という回答でした。 給食センターとしては、評価内容は概ね好評と受け止めました。すぐに何らかの対策が必要な状況ではないと思われませんが、全体の味の評価よりも米飯の味の評価がわずかに低い結果でしたので、麦ご飯の回数を減らさないかの検討と、炊き方、水の量の修正を継続して取り組んでいく考えです。 麦ご飯は、家庭ではあまり食べないかと思えますが栄養価が高く、週5日の給食の内4日が米飯で、その内の3日に麦を加えています。この日数を減らすことで評価が変わるのではないかとということで、他の食材で不足する栄養を補えないか、検討を行っています。
委員	教職員の評価が厳しいですね。ちょっとショックです。

事務局	教職員については、昨年度までに配属された方よりも今年度から配属された方から若干厳しい意見をいただいています。
教育長	新規採用者という可能性もありますね。
事務局	今回は速報ということですが、自由記載欄にも様々な意見をいただいていますので、今後報告をしたいと考えています。
委員	<p>麦ご飯については、子どもたちが慣れていないということもあるかと思えます。ただ、家庭でなかなか食べることができないものを給食で味わえるというのも大変ありがたいことだという気持ちもあります。</p> <p>栄養教諭がいますので、変更は麦ご飯の栄養価についての指導をしてからでもいいのではないかと思います。麦ご飯がどれだけ栄養があって優れているかを知って、それでも子どもたちがまずいと感ずるのかどうか。そこにかけてみてもいいのではないかと思います。</p>
教育長	ありがとうございます。麦ご飯が原因だと特定しているわけではありませんが、そうではないかと考えているということですね。
事務局	推測の部分もあります。子どもたちが麦ご飯と認識せずに食べていて違和感があるのかもしれませんが。学校によっては麦ご飯が美味しいと書いてくれているところもありますので、対応策は検討していきたいと思えます。
教育長	<p>他に質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	<p>○次回の教育委員会</p> <p>8月教育委員会定例会</p> <p>令和4年8月25日(木) 午後3時30分</p>
閉会	午後5時00分

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 中島 雅己